

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	一般住宅事業	会計名称	一般会計		担当課	都市住宅課	
		予算科目	8 款 7 項 1 目	事業番号	3830	所属長名	三谷陽紀
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	山内祐一
法令根拠等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法					実施期間	【開始】 令和／平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造						【終了】 令和 年度(予定) ■ 設定なし
	安らぎのある住環境づくり						
総合計画における本事業の役割	木造住宅の耐震化、空き家・廃屋の適切な取り壊し等を進めながら、安全・安心な住環境の整備に努めることを目指す。						
事業の対象	市民			事業の目的	民間木造住宅の耐震関連事業補助及び老朽危険空き家除却事業の補助を行い、安心して生活ができるようにする。		
事業の内容（整備内容）	一般民間木造住宅の耐震診断、耐震補強工事及び老朽危険空き家除却事業の補助を行う。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	耐震改修事業関連の補助実績が少ない状況であるため、戸別訪問の件数等引き続き周知に努める。また、空き家対策事業については、引き続き適正管理に努めていただくよう、依頼や啓発に努める。		

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	2年度予定	9月末の実績	2年度実績
財源内訳	直接事業費	9,799	21,440	△ 11,288	0	0	9,515	耐震診断補助事業	戸	1	5	0	1	
	国庫支出金	4,566	10,055	△ 5,654	0	0	3,730							
	県支出金	2,211	4,820	△ 2,642	0	0	1,853	耐震診断技術者派遣事業	戸	3	10	1	1	
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	3,022	6,565	△ 2,992	0	0	3,932							
職員の人工（にんく）数		0.90	0.90				0.90	耐震改修事業（工事）	戸	1	5	0	0	
1人当たりの人件費単価		7,992	7,812				7,812							
※ 直接事業費＋人件費		16,992	28,471				16,546							
主な実施主体		業務委託、建築士会、空き家所有者		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金、委託料		老朽危険空き家除却事業		戸	10	10	10	10
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	5年間の合計			
						15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000			
成果指標	指標	(実績戸数÷予定戸数) ×100				単位	⇒	区分年度	前年度	2年度	3年度	目標	毎年度	
								目標	80	80	80	80		
	指標設定の考え方	成果指標を目標に近づけることにより、一般民間木造住宅の耐震化が図られ、安心して生活が送れる。						実績	50	40				
						指標で表せない効果								

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）		市HPや戸別訪問の実施により引き続き事業の周知に努めた。									
事業評価	自己判定 （担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	コロナ禍での戸別訪問等の事業の周知について苦慮したが、米湊A地区を対象に戸別訪問(253戸)や、北山崎地区での防災講座を実施できた。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4						
		一次判定 （所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 一般住宅に対する耐震化や空家対策に関する事業であり、市民の生命・財産を守る事業のため。
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4					
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3					
	有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
	効率性		手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4						

施 策 を 踏 ま え た 判 断	二 次 判 定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性 (ACTION)

の 経 最 終 者 判 会 断 議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	